

意見招請説明書

令和4年12月14日
学校支援課

この意見招請説明書は、岐阜県が実施する岐阜県公立高等学校入学者選抜WEB出願システムの構築及び運用保守委託業務に関する仕様書(案)に対する意見招請及び概算見積の提供を依頼するものです。

I 仕様書案等の交付期間及び交付方法等

1 交付期間

令和4年12月14日(水)から令和4年12月21日(水)までの毎日(県の機関の休日を除く。)
午前9時から午後5時まで

2 交付方法

(1) 電子メールの場合

①当課電子メールアドレスに、関係書類の送付依頼のメールを送信してください。

ア 送付依頼先メールアドレス：c17782@pref.gifu.lg.jp

イ 件名は以下のようにしてください。

・「岐阜県公立高等学校入学者選抜WEB出願システムの構築及び運用保守委託業務に関する仕様書等の送付依頼」

ウ 送信者が分かるように以下の内容を記載してください。

- ・企業名
- ・担当者氏名
- ・連絡先(電話番号及びメールアドレス)

②送付依頼メール送信後、2営業日以内に関係書類を当課から送付します。

ア 送付する関係書類は以下のとおりです。

- ・仕様書案
- ・別紙様式1～6

イ 2営業日を過ぎても関係書類が当課から送付されない場合は、IIの4の連絡窓口までご連絡ください。

(2) 紙媒体の場合

IIの4の窓口にて紙媒体でお渡しします。

II 意見書の提出方法等

1 提出期限

令和4年12月23日(金) 午後5時まで

※別紙様式5については令和4年12月28日(水) 午後5時まで

2 提出物

- | | | |
|------------|---------|-------------------------|
| ① 意見書 | (別紙様式1) | |
| ② 意見書(一覧) | (別紙様式2) | ※具体的な意見を記載していただくもの |
| ③ 機能要件確認表 | (別紙様式3) | ※対応可否について記載していただくもの |
| ④ 非機能要件確認表 | (別紙様式4) | ※同上 |
| ⑤ 概算見積書 | (別紙様式5) | |
| ⑥ 質問書 | (別紙様式6) | ※仕様書(案)の記述内容等に不明な点がある場合 |

3 提出方法(次の方法により提出)

電子メールに様式を添付して送付

4 提出先及び連絡窓口

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県教育委員会事務局学校支援課総合支援第二係

Tel: 058-272-8842

Fax: 058-278-2822

E-mail: c17782@pref.gifu.lg.jp

Ⅲ 留意事項

1 意見書等提出について

- (1) 意見には必ず修正案を記入して下さい。
- (2) 提出された意見は参考としますが、最終的に仕様書に反映するかどうかについては、県が決定します。
- (3) 電話等口頭での質問は受け付けません。
- (4) 意見招請の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。
- (5) 電子メールの件名は、「【企業名】岐阜県公立高等学校入学者選抜WEB出願システムに関する意見等の提出」としてください。本文には、発信元の企業名、担当者名、電子メールアドレスを明記してください。

2 見積書について

見積書の提出をお願いします。

- (1) サービスの導入から運用に至るまで必要な経費を全て計上してください。
なお、オプションとなる機能については、項目を分けて、記載をお願いします。
- (2) 見積書は、概算費用を「別紙様式5 概算見積書」に記載をお願いします。

3 機能要件・非機能要件について

以下に留意の上、「機能要件確認表」及び「非機能要件確認表」の提出をお願いします。

なお、回答内容は、調達仕様書における機能要件及び非機能要件の「必須」「任意」項目選定の参考にさせていただきます。

- (1) 「機能要件一覧表」にある全ての機能について、「対応可能」「今後実装予定」「対応不可」のいずれかを選択してください。合わせて、項目「提供可能機能」に提供できる機能の内容を記載願います。
- (2) 「非機能要件一覧表」にある全ての項目について、「対応可能」「対応予定」「対応不可」のいずれかを選択してください。

4 意見等への回答について

- (1) 意見等に対しては個々にはなく、概ね一週間ごと一括して回答することとし、仕様書案の交付を行った全企業に対して、同一内容を同一時期に電子メールで行います。この際、意見等の内容及び回答のみとし、意見等の提出を行った企業名については、公表を予定していません。
- (2) 意見等の回答は、仕様書(案)の交付時に確認した電子メールの連絡先に対して送信します。

5 提出された資料の取り扱いについて

- (1) 提出された意見等は、県の情報公開条例に基づいて取り扱われます。
- (2) 提出された意見等は、取り下げには応じられません。

6 その他

今回提供する資料に含まれるすべての情報は、本意見招請以外の利用を認めません。